

所得税の控除

【住宅ローン減税】 対象リフォーム

住宅ローン減税（増改築）対象となる工事は、具体的には以下の第1号～第6号工事のいずれかに該当する工事（費用は、実際に当該工事に要した額(税込)）です。

| 対象となるリフォームの種類 【租税特別措置法施行令第26条第33項】 | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|-------------|-----------|--------|--------|-----------|----------|-----------|--------|--|
| 第1号工事 (増改築等) | <p>増築、改築、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物と一体でなければ生活を営めず単独では住宅機能を有しない別棟の建物も該当 ・大規模修繕・模様替えとは建築物の主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根又は階段)の1種以上について行う過半の修繕・模様替え | | | | | | | | | |
| 第2号工事 (増改築等) | <p>マンション等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの一定の修繕又は模様替え</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え(遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る) | | | | | | | | | |
| 第3号工事 (増改築等) | <p>家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え</p> | | | | | | | | | |
| 第4号工事 (耐震) | <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替え</p> | | | | | | | | | |
| 第5号工事 (バリアフリー) | <p>国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替え</p> <table border="0"> <tr> <td>①通路又は出入口の拡幅</td> <td>②階段の勾配の緩和</td> <td>③浴室の改良</td> </tr> <tr> <td>④便所の改良</td> <td>⑤手すりの取り付け</td> <td>⑥床の段差の解消</td> </tr> <tr> <td>⑦出入口の戸の改良</td> <td>⑧床材の取替</td> <td></td> </tr> </table> | ①通路又は出入口の拡幅 | ②階段の勾配の緩和 | ③浴室の改良 | ④便所の改良 | ⑤手すりの取り付け | ⑥床の段差の解消 | ⑦出入口の戸の改良 | ⑧床材の取替 | |
| ①通路又は出入口の拡幅 | ②階段の勾配の緩和 | ③浴室の改良 | | | | | | | | |
| ④便所の改良 | ⑤手すりの取り付け | ⑥床の段差の解消 | | | | | | | | |
| ⑦出入口の戸の改良 | ⑧床材の取替 | | | | | | | | | |
| 第6号工事 (省エネ) | <p>国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕・模様替え、相当程度資する、修繕・模様替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての居室の全ての窓の断熱改修工事*及びこれと併せて行う天井等、壁、床等の断熱性を高める工事 *住宅性能評価書又は増改築による長期優良住宅の認定通知書により改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象 ・改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前より一段階相当以上上がると認められること | | | | | | | | | |

当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含まず。